

平成24年5月28日

No. 12-086

株式会社 いよぎん地域経済研究センター

増加が続く障がい者就労支援事業所

～愛媛の障がい者就労支援事業所の現状と課題～

株式会社いよぎん地域経済研究センター（略称IRC、社長 山崎 正人）は、愛媛県内の障がい者就労支援事業所の運営状況や今後の課題等を取りまとめましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、詳細は、2012年6月1日発行の「調査月報IRC・2012年6月号」に掲載いたします。

記

【調査概要】

愛媛県の資料に基づき、平成24年2月時点で事業を行っている障がい者就労支援事業所の設置法人88のうち、66法人に対してアンケートやヒアリングを実施した。

66法人の形態は、医療法人1、社会福祉法人17、NPO法人32、有限会社4、株式会社12である。

【調査結果要旨】

- ・障がい者就労支援事業所は、2006年度の16事業所から2012年2月には145事業所に増え、利用者(就労者)数も173人から2,269人に、大きく増加している。
- ・愛媛県内の就労支援事業所が行っている事業の内容は、食品の加工・製造、野菜や果物の生産、飲食店の運営など、障がい者自立支援法の施行以前ではあまり見られなかった事業も多く、多様になっている。
- ・新規参入して就労支援事業を始めた事業者が全体の3分の1を占め、そうした事業者にはNPO法人や株式会社が多い。従来から福祉事業を行っていた事業者も新しく事業を始めた事業者も、事業を始めた動機としては「社会的な責任」や「事業化が可能と判断」が多い。
- ・スタッフの確保や定着は図られているが、利用者(就労者)数が定員に達していないところが半数を超え、収支に関しては「黒字」が6割程度で、事業の評価に関しても「順調」は5割強にとどまっている。課題は「利用者(就労者)の確保」と就労移行支援事業者にとっての「一般就労先の確保」と考えられる。

以上

1. 障がい者就労支援事業所の推移

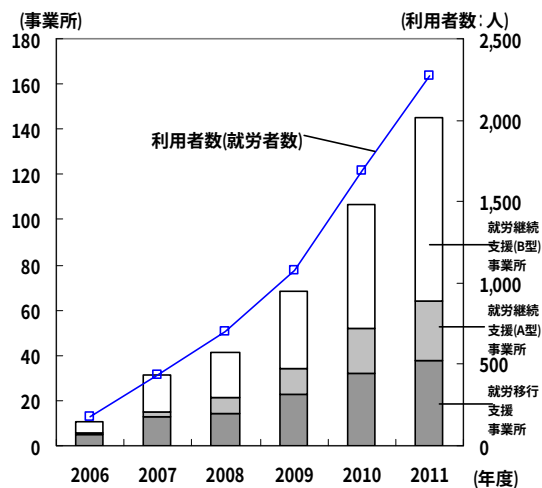
2006 年 10 月に障がい者自立支援法が全面的に施行されて以降、就労移行支援、就労継続支援（A 型）、就労継続支援（B 型）の障がい者就労支援事業所（以下「就労支援事業所」という）が増加し、就労者数も急増している。

増加しているのは、障がい者自立支援法の施行以前に社会福祉法人が授産事業などを行っていた事業所が指定を受けたり、NPO 法人や株式会社などが参入したりしているためである。

就労支援事業所数は、2006 年度の 16 事業所から 2012 年 2 月には 145 事業所に増え、利用者（就労者）数も 173 人から 2,269 人に、大きく増加している。

増加数が多いのは就労継続支援（B 型）事業所であるが、就労移行支援、就労継続支援（A 型）の事業所も増えている。

図表1 就労支援事業所数と利用者数(就労者数)の推移



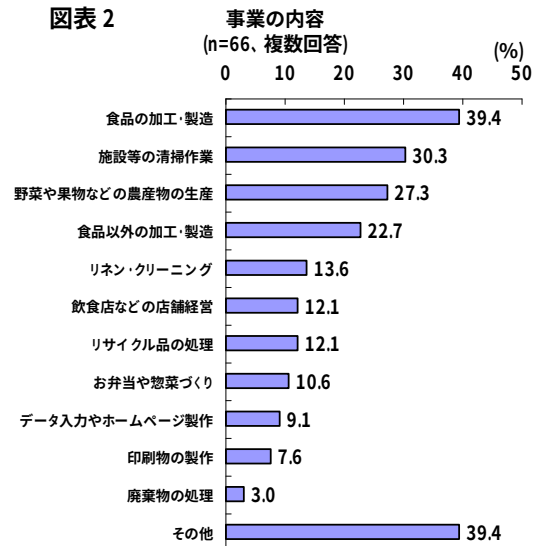
資料：愛媛県「第3期愛媛県障害福祉計画」

2. 就労支援事業所の運営状況

(1) 事業の内容は多様

事業所で行っている事業の内容は、「食品の加工・製造」や「施設等の清掃作業」「野菜や果物などの農産物の生産」が多い。また、「飲食店などの店舗経営」や「お弁当や惣菜づくり」「データ入力やホームページ製作」などもあり、障がい者自立支援法の施行以前ではあまり見られなかったものも多く、多様になっている。

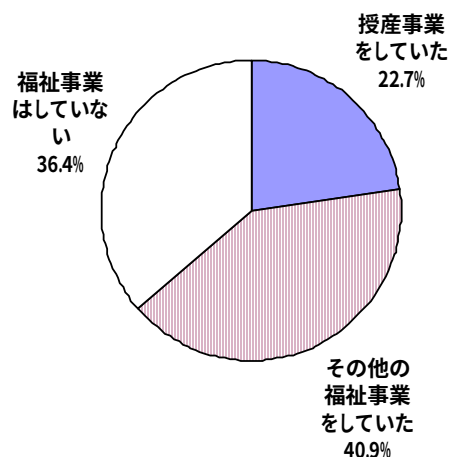
図表 2



(2) 新規参入の事業者が3分の1を占める

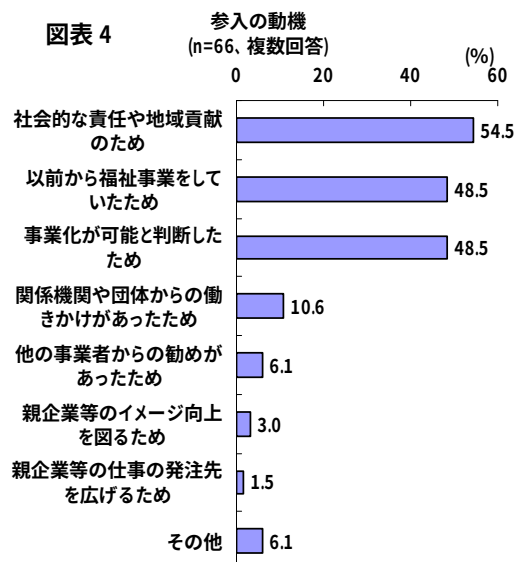
障害者自立支援法の施行以前に福祉事業や関連事業を行っていた事業者が3分の2を占めるが、新しく障がい者就労支援事業に参入した事業者も3分の1ある。新規に参入した法人はNPO法人や株式会社が多い。事業所数でも、新規参入法人の設置した事業所数は41と全体の36%を占めている。

図表 3 自立支援法の施行以前 (n=66)



(3) 事業を始めた動機は、主に「社会的責任」や「事業化が可能と判断」

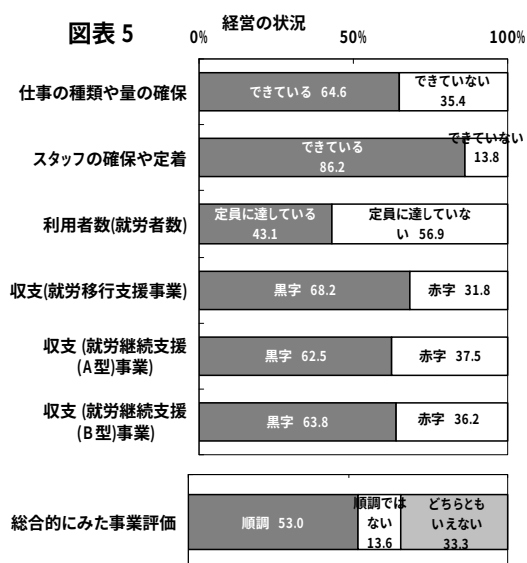
事業を始めた動機としては、「社会的な責任や地域貢献のため」「以前から福祉事業をしていたため」「事業化が可能と判断したため」の3つが5割前後と多い。



(4) 事業が「順調」との評価は5割強

経営の状況に関しては、「仕事の種類や量の確保」は「できている」が65%、「スタッフの確保や定着」は「できている」が86%であるが、「利用者数」は「定員に達している」が43%にとどまっている。また、収支は、就労移行支援事業、就労継続支援(A型)事業、就労継続支援(B型)事業ともに「黒字」は62～68%にとどまっている。

そうした状況のためか、総合的にみた事業評価は、「順調」の割合が53%と5割強にとどまり、「どちらともいえない」が33%、「順調でない」が14%である。

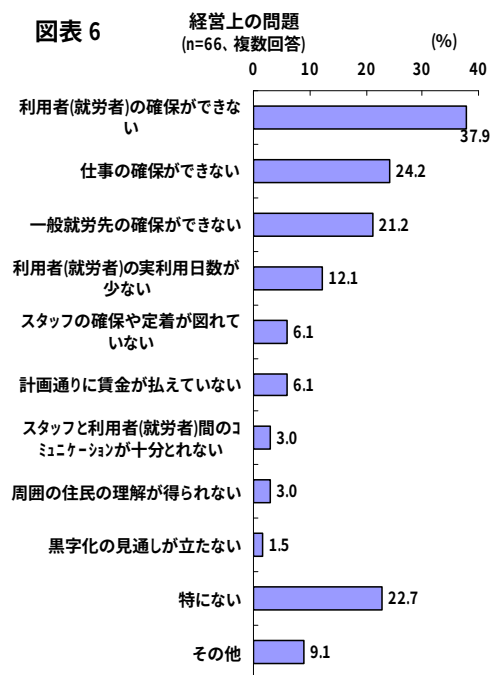


(5) 経営上の問題は「利用者(就労者)の確保ができない」が最も多い

経営上の問題としては、「利用者(就労者)の確保ができない」が最も多く、次いで「仕事の確保ができない」が多い。

「事業所が増えたためか、利用者が集まりにくくなった」という声がある。利用者が少なければ、障がい者自立支援法に基づく自立支援給付費が少なくなることもあり、利用者(就労者)の確保が最も大きな悩みのようである。一方、「特にない」も比較的多い。

なお、就労移行支援事業者では「一般就労先の確保ができない」を挙げるところが多く、就労移行支援事業は制度上、標準的な利用期間が2年間であるため、事業者にとっては利用者の次の就労先を探すことが大きな課題となっている。



3. おわりに

就労支援事業所は順調に事業所数や利用者(就労者)数を伸ばしてきたが、その経営は必ずしも順調なところばかりではないようである。

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要な鍵となるだけに、就労支援事業所の果たす役割は大きい。就労支援事業所には、それぞれの努力で仕事を確保したり、賃金を引き上げたりして、障がい者の就労環境を改善してほしいものである。

(黒田 明良)